

令和 2 年 3 月 23 日

一般社団法人岩手県獣医師会会長 }  
岩手県家畜人工授精師協会会長 } 様

岩手県農林水産部畜産課総括課長



家畜改良増殖法の遵守について

日頃より、本県の畜産振興に多大なる御協力を頂き、感謝申し上げます。

さて、最近、宮城県をはじめとし、沖縄県及び山口県においても、和牛の血統矛盾が相次いで確認されるなど、我が国固有の財産ともいふべき和牛の信頼を損ねる事案が多発しているところです。

この事例を受け、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長より、別添の通り通知がありましたので、家畜改良増殖法の遵守の徹底を図るとともに、貴会員に対し、家畜人工授精師及び獣医師における家畜人工授精受精卵移植業務の適正実施について（令和元年 8 月 6 日付け畜第 326 号畜産課総括課長通知）の再周知をお願いします。

担当  
特命課長 児玉  
TEL 019-629-5721  
FAX 019-623-0201





元生畜第 1969 号  
令和 2 年 3 月 18 日

岩手県農林水産部長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

### 和牛血統矛盾に関する都道府県の対応について

最近、宮城県をはじめとし、沖縄県及び山口県においても、和牛の血統矛盾が相次いで確認されるなど、我が国固有の財産ともいふべき和牛の信頼を損ねる事案が多発しているところです。

このため、各都道府県におかれましては、下記の対応をしていただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 和牛の血統矛盾の把握・対応

- ① 管内の登録団体（支部等）や農協等の関係団体に対し、和牛の血統矛盾案件を把握した場合は、速やかに都道府県に報告するよう指導すること。
- ② ①の報告があった場合、関係者（獣医師、家畜人工授精師及び畜産経営等）に対する立入検査により、事実関係を精査すること。
- ③ ②の結果に基づき、適正な対応（指導や処分）を行うとともに、併せて関係団体等へ指導を行うこと。
- ④ ①から③までの情報について、それぞれ、適時適切に農林水産省に報告すること。
- ⑤ ①から③までの情報について広く発信し、適切な対応をすること。

#### 2 家畜人工授精師等に対する法令遵守の徹底

管内の獣医師、家畜人工授精師及び畜産経営等に対し、以下の指導等を徹底すること。

- ① 家畜改良増殖法等の遵守
- ② 家畜人工授精師及び獣医師における家畜人工授精及び受精卵移植業務の適正実施について（令和元年 7 月 26 日付け元生畜第 441 号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）の再周知



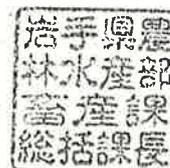


畜 第 3 2 6 号

令和元年8月6日

一般社団法人岩手県獣医師会会長 }  
岩手県家畜人工授精師協会会長 } 様

岩手県農林水産部畜産課総括課長



家畜人工授精師及び獣医師における家畜人工授精及び受精卵移植業務の適正実施について日頃より、本県の畜産振興に多大なる御協力を頂き、感謝申し上げます。

昨年、和牛の遺伝資源が不正に中国に持ち出されようとした事案が確認されたことを受け、農林水産省では「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」を設置し、先般、中間とりまとめを公表したところです。

中間とりまとめにおいて、和牛遺伝資源の管理について重要な役割を担う家畜人工授精師や獣医師のステータス確保に努める旨の指摘を受けていること等を踏まえ、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長より、別添の通り通知がありましたので、貴会員への周知について、よろしく願いいたします。

担当

特命課長 児玉

TEL 019-629-5721

FAX 019-623-0201

元生畜第 441 号  
令和元年 7 月 26 日

岩手県農林水産部長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

家畜人工授精師及び獣医師における家畜人工授精及び受精卵移植業務の適正実施について

和牛は、我が国固有の財産であり、その精液や受精卵などの遺伝資源は、国内での活用を基本として、海外への不正流出を防ぐための取組が進められてきたところであるが、昨年、和牛の遺伝資源が不正に中国へ持ち出されようとした事案が確認されたことを受け、和牛遺伝資源の不正な流通を防止し、知的財産として保護すべきとの社会的要請が高まっている。

このような状況を踏まえ、農林水産省では、平成 31 年 2 月に「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」を設置し、令和元年 7 月までに計 5 回にわたる議論を重ね、先般、中間とりまとめを公表したところである。

中間とりまとめにおいて、和牛遺伝資源の適正な管理に向け、現行の家畜改良増殖法上における各種規制について、周知徹底を図るべきとの指摘や和牛遺伝資源の管理について重要な役割を担う家畜人工授精師や獣医師のステータス確保に努める旨の指摘を受けていること等を踏まえ、下記について、貴県内の家畜人工授精師及び獣医師等に対し、改めて指導の徹底を図るよう依頼する。

#### 記

家畜人工授精や家畜受精卵移植の技術は、家畜の改良増殖に極めて大きな影響をもたらすため、家畜人工授精や家畜受精卵移植に関する業務については、家畜改良増殖法により、家畜人工授精師又は獣医師といった高度な技術と知識を有する者に限定されている。家畜人工授精師又は獣医師は、当該業務を的確に実施する者として信用を求められるほか、家畜改良増殖法に基づき、各種証明書、帳簿等の記載・記録・保管等も含め、適切に業務を実施する責務がある。

このため、家畜人工授精師や獣医師は、このことを改めて認識の上、特に次に掲げる事項について、適正に実施するよう周知徹底を図ること。



(1) 家畜人工授精用精液証明書及び家畜体内（体外）受精卵証明書の適正な管理

家畜人工授精用精液（以下「精液」という。）や家畜体内（体外）受精卵（以下「受精卵」という。）は、その種雄牛の遺伝的能力等により価値が異なるため、採取した家畜等を明確に識別し、取引に関して詐欺等の不正を防ぐことはもちろんのこと、家畜改良増殖上、血統の混乱を招くことがないように配慮しなければならない。このような意味からも精液や受精卵1本1本について、それぞれ対応した家畜人工授精用精液証明書や家畜体内（体外）受精卵証明書が必要とされており、これがない場合、その精液や受精卵は、雌牛に注入や移植することができないことはもちろんのこと、他者に譲渡することもできない。このため、家畜人工授精用精液証明書や家畜体内（体外）受精卵証明書については、それぞれ対応する精液や受精卵と照合ができる状態で適切に保管するよう、改めて周知徹底すること。

また、家畜人工授精精液証明書や家畜体内（体外）受精卵証明書に記載された内容は、当然正しく記載されていることが前提であり、誤った内容又は記載されるべき内容が記載されていないものについては、その効力を有しないものと考えられる。特に裏面の「譲渡・経由の確認」の欄については、精液や受精卵が譲渡・譲受される度に譲渡者及び譲受者が順次追記していくものであり、記載漏れ等が起り易いと考えられるため、当該欄の確認及び記載について、改めて周知徹底すること。

(2) 家畜人工授精簿への正確な記録及び保管

家畜改良増殖上、血統の正確な記録は欠くことができない条件であり、家畜人工授精師や獣医師は、血統を証明する手段を確保する観点から、家畜人工授精や受精卵移植を行ったときは、遅滞なく、家畜人工授精又は受精卵移植に関する事項を家畜人工授精簿に記録し、5年間の保存が義務付けられている。

家畜人工授精師や獣医師は、その趣旨を十分理解の上、家畜人工授精や受精卵移植を実施する毎に家畜人工授精簿への正確な記録を行うとともに、家畜人工授精簿の保存を確実にするよう改めて徹底すること。特に、注入した精液又は移植した受精卵に対応した家畜人工授精用精液証明書又は家畜体内（体外）受精卵証明書は、不正防止のため、授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書を交付する前においては、家畜人工授精簿に添付しておかなければならないほか、使用した精液や受精卵の容器（ストロー）は、速やかに照合できるように保管するよう、改めて周知徹底すること。

(3) 授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の適切な交付

授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書は、家畜人工授精や受精卵移植を実施した家畜人工授精師又は獣医師が、精液又は受精卵の注入又は移植を受けた雌の飼養者の要求に応じて交付するものであるが、この交付に当たっては、注入した精液又は移植した受精卵に対応した家畜人工授精用精液証明書又は家畜体内（体外）受精卵

証明書を貼り付けることとされている。また、和牛の子牛登記の手続き上、注入した精液の容器（ストロー）は、家畜人工授精用精液証明書と併せて添付することとされている。このため、授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の交付を要求されない場合においては、注入した精液又は移植した受精卵に対応した家畜人工授精用精液証明書又は家畜体内（体外）受精卵証明書は、家畜人工授精簿に添付することとなる。そのことについて、家畜人工授精師や獣医師は、十分理解の上、授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の適切な交付等を行うよう、改めて周知徹底すること。

以上

# 家畜人工授精・受精卵移植業務の適正実施について

令和元年7月

農林水産省生産局畜産部畜産振興課

家畜人工授精や家畜受精卵移植は、家畜の改良増殖上極めて大きな影響をもたらすため、その業務を行うことは、家畜人工授精師や獣医師といった高度な技術と知識を有する者に限定されています。

このため、家畜人工授精所や獣医師は、家畜人工授精や家畜受精卵移植に関する業務について、法令に基づき的確に実施する責務があります。

このことを改めてご認識の上、特に以下の点について徹底されますようお願い申し上げます。

## 1 家畜人工授精用精液証明書及び 家畜体内（体外）受精卵証明書の適正管理

- 精液や受精卵1本1本に対応した証明書がなければ、精液や受精卵を雌に注入（移植）することはできないことはもちろんのこと、他者に譲渡することもできません。
- 証明書に誤った内容又は記載されるべき内容が記載されていない場合は、その証明書は効力がないものと考えられます。  
特に、裏面の「譲渡・経由の欄」は、精液や受精卵が譲渡・譲受される度に譲渡者又は譲受者が順次追記していくため、記載漏れ等が起り易いと考えられることから、記載内容の確認及び記載について、改めて徹底の程、よろしく願います。

※違反すると家畜改良増殖法第14条違反（罰金50万円以下）の可能性があります。

(表面)

第 号  
家畜人工授精用精液証明書

精液を採取した雌畜	種畜証明番号		種畜の等級
	名 前		
	家畜登録機関名及び登録番号		
	種類及び品種		
	精液採取年月日		
	種畜飼養者の住所及び氏名又は名称		
	獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び住所、氏名		

凍結

(裏面)

譲渡・経由の確認

譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日
(参考)注入又は体外受精記録	
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び氏名	(県)第 号
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外受精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称	
注入を受けた雌畜又は体外受精に係る未受精卵を採取した卵巣と採取した雌畜の名称	
家畜登録機関名及び登録番号	
注入又は体外受精をした年月日	

譲渡、譲受欄が正しく記載されているか要確認。

利用時には、下段にも利用した雌牛の飼養者名等を記載すること。

## 2 家畜人工授精簿への正確な記録及び保管

- 家畜人工授精や受精卵移植を行った時は、家畜人工授精又は受精卵移植に関する事項を家畜人工授精簿に記録し、5年間保存することが義務付けられています。
- 特に、注入した精液や移植した受精卵に対応した証明書は、不正防止のため、授精証明書や受精卵移植証明書を交付する前においては、家畜人工授精簿に添付することとされていますので、改めて徹底の程、よろしくをお願いします。

(家畜人工授精簿 (抜粋))

注入した雄畜	番	号									
	名	前									
	家畜登録簿欄名及び登録番号										
	種類及び品種										
	毛色及び特徴										
	生		年	月	日						
飼養者の住所及び氏名又は名称											
注入精液	注	入	年	月	日	月	日	月	日	月	日
	種		命		の		名		前		
	家畜人工授精用精液証明書番号										
授精証明書	発	行	年	月	日	月	日	月	日	月	日
	番	号									
イ	性										
	生	年	月	日							
備	要										

証明書は、家畜人工授精簿に裏面が確認できるように添付。ストローは速やかに照合できるように適切に保管。

(家畜人工授精簿を電磁的記録で作成する場合、使用した精液等の証明書は、ストローと併せて速やかに照合できるように適切に保管。)

## 3 授精証明書及び体内(体外)受精卵移植証明書の適切な交付

- 授精証明書及び体内(体外)受精卵移植証明書の交付に当たっては、実際に注入した精液や移植した受精卵に対応した証明書を添付するほか、子牛登記上、実際に使用した精液のストローも併せて添付することとされています。
- このため、授精証明書や体内(体外)受精卵移植証明書を交付しない場合(不受胎の場合等)は、使用した精液や受精卵の証明書は、家畜人工授精簿に添付することになるので、改めて徹底の程、よろしくをお願いします。

家畜人工授精簿					
種	家畜人工授精用精液証明書番号	番	号		
精液を注入した雌畜	名	前			
	家畜登録簿欄名及び登録番号				
	種類及び品種				
	毛色及び特徴				
	生		年	月	日
	飼養者の住所及び氏名又は名称				
精液注入年月日					
上記のとおり家畜人工授精用精液を雌畜に注入したことを証明する					
年 月 日					
飼養者(家畜人工授精簿) 登録番号(申請番号) (印) 年 号 住 所 氏 名					
(家畜人工授精用精液証明書又は精液採取に用いる証明書(イ)をここに添付すること)					

授精証明書には、実際に使用した精液の証明書とストローを添付。その際、証明書の裏面が確認できるように添付すること。

※ 2, 3に違反すると家畜改良増殖法第15条違反(罰金20万円以下)の可能性がります。